

第 82 回全日本学生ヨット選手権大会

帆走指示書

斜体で記されたこの前文は、規則ではない。

[DP] の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する(セーリング競技規則 序文『表記』参照)。

[SP] の表記は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを与えることができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合には審問を経てプロテスト委員会の裁量によりペナルティーが決定される(この帆走指示書の 14.3 および 14.4 参照)。

[NP] の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する(この帆走指示書の 16.7 参照)。

1. 規則

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則』(以下、「RRS」という)に定義された規則が適用される。ただし、レース公示の各項(以下、「NoR」という)およびこの帆走指示書の各項(以下、「SI」という)で、RRS の一部を変更する。
- 1.2 [DP] 『全日本学生ヨット連盟規約』、『470 級学連申し合わせ事項』、『スナイプ級学連申し合わせ事項』及び『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』が適用される。
- 1.3 SCIRA 規則の『国内及び国際選手権大会の運営規定』は、同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き、適用されない。
- 1.4 RRS 41(a)~(d)に加えて、艇は以下の外部からの援助を受けても RRS 41 に違反しない。
 - (e) 自チームの他艇からの情報。
- 1.5 RRS 62.1(b)および(d)を、以下の通り変更する。
 - (b) 第 2 章の規則に違反した艇(ただし、自チームの艇を除く)、またはその艇を避けている必要があるレース中でない船舶(ただし、自チームの競技者の支援者が乗船している船舶を除く)の行動により被った傷害または物理的損傷。
 - (d) 規則 2 に基づくペナルティー、または規則 69.2(h)に基づくペナルティーもしくは警告を受けることとなった、艇(ただし、自チームの艇を除く)またはその乗員の行動。
- 1.6 同じチームの艇間のインシデントで接触がなかった場合、RRS 第 2 章の規則違反に対してのペナルティーは課されない。
- 1.7 RRS 44.2 の最初の文の後に、以下を追加する。

ただし、オフセット・マーク(マーク 1A)が用いられる場合、艇は、マーク 1 のゾーン内またはマーク 1 と 1A との間のレグにおけるインシデントについてのペナルティーの履行を、マーク 1A を通過し終わるまで遅らせることができる。
- 1.8 言語間で矛盾が生じた場合は、英文が優先する。
- 1.9 RRS 付則 T が適用される。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

11 月 5 日(日)を除く、帆走指示書の変更はそれが発効する当日の 8:30 までに掲示される。11 月 5 日(日)については 7:30 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、それが発効する前日の 17:30 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、大会本部前に設置された信号柱に掲揚される。
- 4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、RRS レース信号『回答旗』中の「1 分」を「60分以降」に置き換える。
- 4.3 音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗の掲揚後60分以降に発せられる」ことを意味する。

[DP] 艇は、この信号が発せられるまで、出艇してはならない。

5. レース日程

- 5.1 レース日程、それぞれの日のレース数と最初のレースの予告信号予定時刻は以下の通りとする。

日付	レース数		最初の予告信号予定時刻	
	470 級	スナイプ級	470 級	スナイプ級
11 月 2 日(木)	3	3	9:55	470 級の
11 月 3 日(祝)	3	3	9:55	スタート後
11 月 4 日(土)	3	3	9:55	
11 月 5 日(日)	2	2	8:55	
合計	11	11		

2レース以上予定より前倒しにならない場合に限り、1日につき2つの追加レースを行うことがあり、その変更は SI 3 に従って行われる。

- 5.2 レースの予定された最終日には、12:00 より後に予告信号は発せられない。
- 5.3 11 月 5 日(日)を除く、レースの予定された日には、8:15 より、11 月 5 日(日)については、7:15 より大会本部前にて、レース委員会、プロテスト委員会、選手および監督・コーチによるブリーフィングを行う。

6. クラス旗

クラス旗は以下の通りとする。

クラス	クラス旗	旗色
470 級	470 旗	白地に青色の記章
スナイプ級	スナイプ旗	白地に赤色の記章

7. レース・エリア

【添付書 A】にレース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 【添付書 B】は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に、以下を掲示する：
- (a) 【添付書 B】に規定された、艇の帆走すべきコースを指示する信号の文字、および、
 - (b) 最初のレグのおおよそのコンパス方位。

9. マーク

- 9.1 マーク 1、2、3、4、および、これらのオフセット・マークは黄色の円筒形ブイとする。
- 9.2 オフセットマークはオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.3 スタート・マークは、スターボード端にあるレース委員会信号艇と、ポート端にあるレース委員会艇とする。
- 9.4 一方のフィニッシュ・マークは青色旗を掲げたレース委員会艇とする。他方のフィニッシュ・マークは、以下のいずれかとする：
- (a) 青色旗を掲げたレース委員会艇、または、

(b) オレンジ色の円筒形ブイ。

9.5 SI 12 に規定される「新しいマーク」は、オレンジ色の三角錐形ブイとする。

10. (予備)

11. スタート

11.1 スタート・ラインは、両端のスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

11.2 [DP] [NP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、【添付書 C】に規定された『スタート・エリア』を回避しなければならない。

11.3 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった(DNS)』と記録される。これは RRS A4 および A5 を変更している。

11.4 RRS 30.4 中の「セール番号」を「識別番号」に置き換える。RRS 30.4 に定められたレース委員会による掲示は、両端のスタート・マーク上のプレ・スタート・サイドから見える位置に、次の準備信号が発せられるまで行われる。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。

その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、以下のいずれかとする：

(a) 両端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールの間、または、

(b) 一端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、他端にあるフィニッシュ・マークのコース側との間。

14. ペナルティー方式

14.1 『2 回転ペナルティー』が、SI 1.6 及び 1.7 により変更されて適用される。

14.2 RRS 付則 P が適用される。ただし、RRS P1 中の「セール番号」を「セール番号または識別番号」に置き換える。

14.3 [SP] の記された規則に違反した艇に、レース委員会は審問なしに標準ペナルティーを課することができる。これは RRS 63.1 および A5 を変更している。標準ペナルティーを課された艇は、得点略語 STP を用いて記録される。

[SP] の記された規則に対する標準ペナルティーは、レースの予定された初日の 8:00 までに掲示される。レース委員会は、この標準ペナルティーが適切ではないと考えた場合、艇を抗議することもできる。

標準ペナルティーが課された場合、その艇のその規則違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.1(a)を変更している。

14.4 [SP] または[DP] の記された規則、クラス規則、RRS 付則 G の規則、並びに、RRS 77 の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。

15. タイム・リミット、ターゲット・タイムとフィニッシュ・ウィンドウ

15.1 ターゲット・タイム、タイム・リミット、マーク 1 のタイム・リミット、およびフィニッシュ・ウィンドウは以下の通りとする。

クラス	ターゲット・タイム	タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ
470 級	45 分	70 分	25 分	15 分
スナイプ級	45 分	70 分	25 分	15 分

ターゲット・タイム通りとならなくても、救済の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

15.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合、レースは中止される。

15.3 レース委員会は、RRS 32.1(a)～(d)に加えて：

(e) マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過できそうもない不十分な風の場合、レースを中止することができる。

(f) ターゲット・タイム内に 1 艇もフィニッシュできそうもない不十分な風の場合、コースを短縮することができる。

15.4 RRS 30 に違反せずスタートしてコースを帆走した最初の艇がフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは RRS 35、A4 および A5 を変更している。

16. 抗議、救済要求と審問再開要求

- 16.1 抗議書は、大会本部にあるプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求および審問再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 16.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした時刻、または、レース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した時刻、どちらか遅い方の 70 分後とする。抗議締切時刻は掲示される。
- 16.3 競技者に審問のことを知らせるために、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問は、大会本部にあるプロテスト・ルームにて、掲示に記載された時刻に開始される。
- 16.4 レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を RRS 61.1(b)に基づき艇に伝えるために、通告が掲示される。
- 16.5 SI 14.2 に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。
- 16.6 SI 14.3 に基づき標準ペナルティーを課された艇のリストは抗議締切時刻後 30 分以内に掲示される。
- 16.7 [NP] の記された規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.1(a)を変更している。
- 16.8 審問の当事者による審問再開要求は、以下の時間内に提出されなければならない。
- (a) 最終日以外の日に判決を通告された審問については翌日の抗議締切時刻まで。
 - (b) 最終日に判決を通告された審問については通告から 20 分以内。
- これは RRS 66 を変更している。
- 16.9 審問の判決は掲示される。最終日のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは RRS 62.2 を変更している。

17. 得点

- 17.1 シリーズの成立には、3 レースを完了することが必要である。
- 17.2 『除外できない失格(DNE)』を課された艇には、シリーズに参加した艇の数に 5 を加えたフィニッシュ順位の得点が記録される。これは RRS A4.2 を変更している。
- 17.3 クラス別のチーム得点は、実施された全てのレースにおける各チーム 3 艇のレース得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則 A8 の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。
- 17.4 総合のチーム得点は、両クラスに参加したチームの両クラスの全てのレース得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。総合の得点がタイとなった場合には、当該チームは同順位とし、その次の順位を欠位とする。
- 17.5 競技者、監督およびコーチは、大会本部にあるレース・オフィスで入手できる『得点照会要請書』を記入して提出することで、掲示されたレースまたはシリーズ成績の誤りの訂正を要請することができる。

18. [NP] 安全規定

- 18.1 乗員の 1 名が大会本部前にある所定の用紙に艇長が署名し、他の乗員の氏名を記入することで、艇はチェックアウトまたはチェックインすることができる。チェックアウトとチェックインは、11 月 5 日(日)を除く、レースの行われる日の 8:00 から受け付ける。11 月 5 日(日)は 7:00 から受け付ける。
- 18.2 [SP] 出艇しようとする艇は、出艇する前にチェックアウトしなければならない。帰着した後その日に再度出艇する前にも、チェックアウトしなければならない。
- 18.3 [DP] 帰着した艇は、帰着後速やかにチェックインしなければならない。
[SP] 加えて、チェックインは抗議締切時刻までに完了しなければならない。
- 18.4 [DP] レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会またはプロテスト委員会に伝えなければならない。
[SP] 加えて、リタイアした艇は、大会本部にあるレース・オフィスで入手できる『リタイア報告書』に記入して、以下の通りレース・オフィスに提出しなければならない：

- (a) 水上でリタイアした場合には抗議締切時刻までに。
- (b) 陸上でリタイアした場合にはできるだけ早く。

18.5 レース委員会は、安全上必要と判断した場合：

- (a) 艇が求めなくても艇を救助すること、
- (b) 艇に、直ちにリタイアして支援艇・応援艇からの救助を受けるなどの指示をすること、
ができる。

[DP] 艇は(a)の救助を拒否してはならず、また、(b)の指示に従わなければならない。

この場合のレース委員会の判断の誤りは、艇による救済要求の根拠とはならない。これは RRS 60.1(b)を変更している。

19. 乗員の交代と装備の交換

19.1 艇の乗員は、その艇の所属するチームが NoR 10 に従って登録(受付)を完了した競技者でなければならない。レース中を除き、乗員の交代は認められる。

19.2 **[SP] [NP]** 艇は、乗員の交代があった場合、大会本部にあるレース・オフィスで入手できる『乗員変更届』に記入して、抗議締切時刻までに提出しなければならない。

19.3 **[DP]** 損傷または紛失した艇体または装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換する艇は、最初の妥当な機会に、SI 19.4 に規定された方法で承認を要請しなければならない。

19.4 SI 19.3 に基づく艇による要請は、その艇の所属するチームの監督、コーチまたは競技者によって以下の方法で行われなければならない：

- (a) 陸上においては、大会本部にあるレース・オフィスで入手できる『装備交換要請書』に記入してレース・オフィスに提出する。
- (b) 水上においては、E 旗を掲げたレース委員会艇に口頭で伝える。

[SP] この口頭による要請をした艇は、抗議締切時刻までに『装備交換要請書』をレース・オフィスに提出しなければならない。

19.5 レース委員会が SI 19.3 に基づき交換を許可する場合、その交換は艇による要請の時点に遡って許可される。

19.6 艇体またはマストの水上での交換は許可されない。

20. 装備と計測のチェック

艇体と装備は、いつでも検査または計測されることがある。艇は、水上で検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。艇は、検査のために帰着後直ちに指定された場所に艇体または装備を移動することを指示されることがある。

[DP] [NP] 艇は、検査または計測を行うテクニカル委員会の指示に従わなければならない。

21. (予備)

22. 運営艇

運営艇の標識旗は、以下の通りとする。

運営艇	識別旗の文字	文字色	旗色
レース委員会艇	"RC"	赤	白
プロテスト委員会艇	"JURY"	白	赤
救助艇	"RESCUE"	青	白
メディア艇	"MEDIA"	緑	白
VIP 艇	"VIP"	黒	水色と白

23. 支援艇、応援艇と支援者

23.1 この帆走指示書の中で用いられる用語『支援艇・応援艇』は、RRS に定義された『支援者』の乗艇している『船舶』、および、その『船舶』に乗艇している『支援者』を指す。

- 23.2 支援艇・応援艇は、水上にいる間：
 (a) NoR 15.2 に基づき貸与された識別旗を目立つように掲揚していなければならない。
 (b) 艇および運営艇を妨げてはならない。
- 23.3 支援艇・応援艇は、陸上において支援艇・応援艇の識別旗が掲揚されていない場合、：
 (a) 若狭和田マリーナに入港、または、同マリーナから出港してはならない。
 (b) 若狭和田マリーナ内で係留していた場合、係留を解いてはならない。
- 23.4 支援艇・応援艇は、若狭和田マリーナ内では、主催団体が指定する棧橋以外に係留してはならない。
- 23.5 若狭和田マリーナ内での停泊が認められていない支援艇・応援艇は、1 回あたり 15 分を超えて係留してはならない。ただし、SI 23.3 に従うために係留している場合を除く。
- 23.6 【添付書 A】に示された『レース・エリア』に進入する支援艇・応援艇は、その日に進入する前に、大会本部にあるレース・オフィスで入手できる『支援艇・応援艇出艇届』に記入してレース・オフィスに提出しなければならない。この届けは、その日の 8:00 から受け付ける。
- 23.7 支援艇・応援艇は、いずれかの艇がレース中の間、【添付書 D】に定める『艇がレースをしているエリア』の外側にいなければならない。
- 23.8 支援艇・応援艇は、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
- 23.9 支援艇・応援艇には、可能な場合、水上にいる間は常時レース委員会からの無線通信を受信していることが求められる。その日のレース委員会からの無線通信のチャンネルは 8:00 までに掲示される。支援艇・応援艇は、艇の救助要請など安全のために必要と考えられるレース委員会からの妥当な要請に応じなければならない。レース委員会からの要請に応じて行動している支援艇・応援艇には、SI 23.2(b)、23.3、23.4、23.5、23.7 および 23.8 は適用されない。
- 23.10 長音 1 声と共に掲揚されたピンク色旗が掲揚されている間、支援艇・応援艇は、危険な状態にある艇に対して、可能な限りのあらゆる救助をしなければならない。この規則に従って救助している支援艇・応援艇には、SI 23.2(b)、23.3、23.4、23.5、23.7 および 23.8 は適用されない。
- 23.11 RRS 64.4 (a)(3) に基づくプロテスト委員会の権限には、以下が含まれる：
 (i) その支援者の大会期間中の行動を制限する。
 (ii) その支援者が違反したときに乗艇していた支援艇・応援艇の大会期間中の使用を制限する。
- 23.12 RRS 63.1 中の「30.4、」の後に、「64.4(b)、」を挿入する。

24. ごみの処分

支援艇・応援艇のない競技者は、メディア艇および VIP 艇を除く運営艇にごみを渡してもよい。

25. [DP] 無線通信

緊急の場合を除き、艇は、レース中無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

26. (予備)

27. 賞

賞を次の通り与える。

		優勝旗	賞状	賞品
クラス別	470 級	1 位	1 位～6 位	1 位～3 位
	スナイプ級	1 位	1 位～6 位	1 位～3 位
総合		1 位	1 位～6 位	1 位～3 位

28. 責任の否認

この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する。RRS 4『レースすることの決定』参照。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

レース・エリア (SI 7、SI 23.6)

『レース・エリア』を、以下の図に示す。



コース (SI 8)

I
(インナートラペゾイド・コース、オフセット・マーク有り)

3s 3p 1A 1 2 4s 4p スタート フィニッシュ

信号	マーク通過順
I2	スタート - 1 - 1A - 4s/4p - 1 - 2 - 3p - フィニッシュ
I3	スタート - 1 - 1A - 4s/4p - 1 - 1A - 4s/4p - 1 - 2 - 3p - フィニッシュ

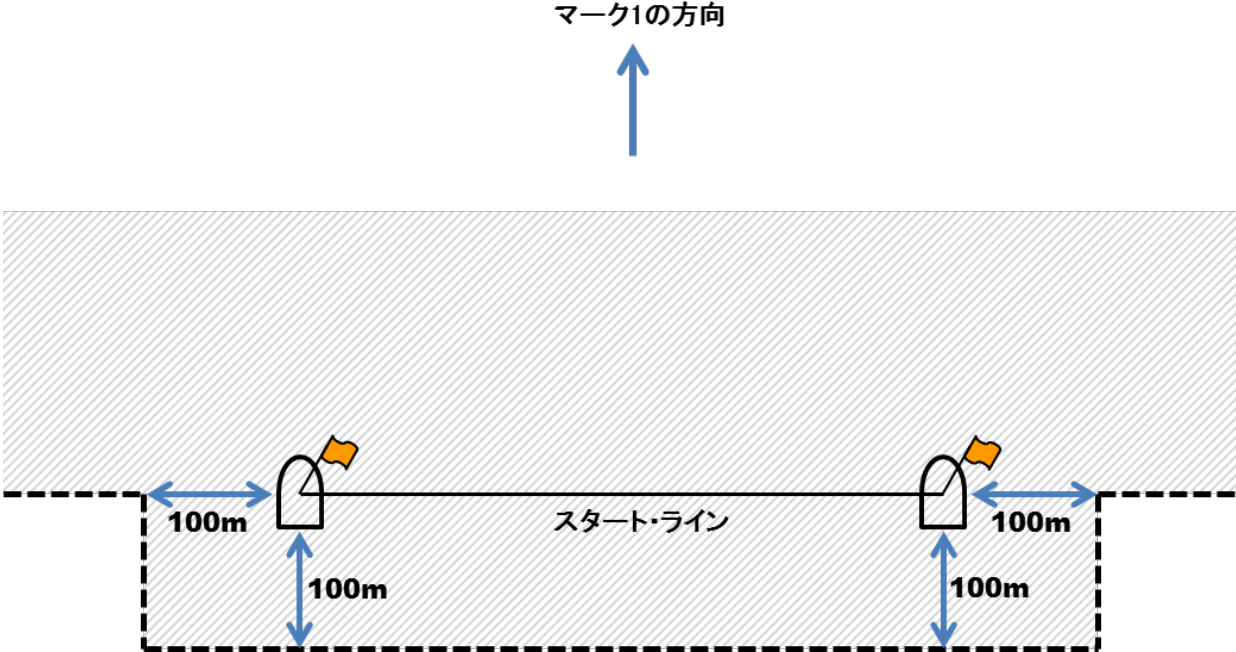
O
(アウトートラペゾイド・コース)

1 2 3s 3p 4s 4p スタート フィニッシュ

信号	マーク通過順
O2	スタート - 1 - 2 - 3s/3p - 2 - 3p - フィニッシュ
O3	スタート - 1 - 2 - 3s/3p - 2 - 3s/3p - 2 - 3p - フィニッシュ

スタート・エリア (SI 11.2)

『スタート・エリア』は、下図に示した斜線部、ならびに、スタート・ラインおよびその延長線のコース・サイドとする。



艇がレースをしているエリア（SI 23.7）

『艇がレースをしているエリア』は、以下の通りとする。

1. レース中の艇から 100m 以内、
2. 準備信号から、全てのレース中の艇がスタート・ラインを離れるまで、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまでの間の、スタート・ラインとスタート・マークから 100m 以内、
3. レース中の艇と次のマークとの間、
4. 両方にレース中の艇がいる場合の、インナー・ループとアウター・ループの間、
5. レース中の艇が 100m 以内にいるマークから 100m 以内、および、
6. レース中の艇が 100m 以内にいる場合の、フィニッシュ・ラインとフィニッシュ・マークから 100m 以内。

支援艇・応援艇は、ここに定められたエリアの外側にいることに加えて、SI 23.8 にも従わなければならない。